



平成 25 年 3 月 6 日

各 位

会 社 名 ビーピー・カストロール株式会社
代表者の役職名 代表取締役社長 小石 孝之
(コード番号 5015 東証第一部)
問い合わせ先 人事総務担当取締役 長浜 靖子
T E L 03-5719-7750

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 3 月 6 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」についての議案を平成 25 年 3 月 26 日開催予定の第 36 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設するものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 5 章 監査役および監査役会 (選任方法)</p> <p>第30条 (記載省略)</p> <p>2 (記載省略) (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 5 章 監査役および監査役会 (選任方法)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p><u>3 当社は、会社法第329条第2項の規定により法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p><u>4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない場合に限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(任 期)</p> <p>第31条 (記載省略)</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(任 期)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。<u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成 25 年 3 月 26 日 (火曜日)
平成 25 年 3 月 26 日 (火曜日)

以 上